

2 森政第 221 号
令和 2 年（2020 年）8 月 6 日

地域振興局林務課長 様

森林政策課長

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けた運用について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更については、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和 2 年 4 月 24 日付け事務連絡。以下「対策徹底通知」という。）により通知しています。

また、工事現場の熱中症対策については、「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について（通知）」（令和元年 7 月 26 日付け元森政第 200 号。以下「試行通知」という。）により通知したところですが、林野庁森林整備部計画課長より別添のとおり事務連絡がありましたので、林務部発注工事については、下記のとおり対応することとします。

なお、管内の市町村に対しましては、貴職より周知願います。

記

1 真夏日の定義

対策徹底通知に基づく新型コロナウイルス対策を実施した工事は、当面の間、試行通知において「日最高気温が 30℃以上の日」と定義している真夏日を、「日最高気温が 28℃以上の日」に読み替えるものとする。

2 適用年月日

本通知日以降に契約した工事

なお、令和 2 年 2 月 26 日※から本通知日までに契約した工事についても、変更契約ができる工事については適用する。

※ 森林政策課から現地機関に対して、工事における新型コロナウイルス感染症予防対策を最初に通知した日

指導担当

（課長）西沢 弘喜 （主任専門指導員）倉本 栄

（担当）松山 智矢

（電話）026-235-7265 （FAX）026-234-0330

（防災電話）8-231-3227 （E-mail）rinsei@pref.nagano.lg.jp